

令和 6 年第 3 回西郷村議会定例会

議事日程（2 号）

令和 6 年 9 月 9 日（月曜日）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 4 番 鈴 木 昭 司 君 （P 1 7 ～ P 3 2）

No. 2 1 2 番 藤 田 節 夫 君 （P 3 3 ～ P 5 1）

No. 3 6 番 鈴 木 修 君 （P 5 3 ～ P 6 6）

追加日程第 1 議案第 6 0 号 財産の減額貸付について

・出席議員（１６名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	５番 大竹 憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島 栄一君	８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君
１０番 真船 正康君	１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君
１３番 上田 秀人君	１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君
１６番 真船 正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	仁平 隆太君
参事 兼 総務課 長	田部 井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	木村 三義君
税 務 課 長	須藤 隆士君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	高野 則子君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	添田 真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須 賢博君
農業委員会 事務局 長	鈴木 弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参事 兼 議会事務局 長 兼 監査委員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶務係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、4番鈴木昭司君の一般質問を許します。4番鈴木昭司君。

◇4番 鈴木昭司君

1. 農業行政について

2. 西郷村保健福祉センターについて

○4番（鈴木昭司君） おはようございます。4番鈴木昭司でございます。

通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

今回、地域計画策定と保健福祉センターのことということで、一般質問のほうをさせていただきます。

まず、地域計画策定についてということで、現在、日本の農業を取り巻く環境は、物価高騰による肥料、資材費や機械等の値上げ、また、農業従事者の高齢化と担い手不足も重なり、二重、三重の課題が山積しております。このままの状態が続くと、近い将来、西郷村の農業は衰退し、いわゆる農家と言われていた人たちはいなくなってしまうおそれがございます。

令和6年3月に、西郷村では、地区別に3回の地域計画策定に係る説明会を開催しております。私自身も3月25日の説明会に参加して、説明を受けましたけれども、説明の全てを理解したわけではございません。

まず初めに、地域計画策定の進捗状況ということで伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 鈴木昭司議員の一般質問にお答えいたします。

地域計画の進捗状況ということでございますが、これまで当村では、西郷村人・農地プランを作成・実行してまいりました。人・農地プランとは、地域における将来的な農地利用の在り方を描いていくものでございまして、持続可能な農業の実現に向けて、認定農業者等を地域農業を牽引する中心的経営体として位置づけ、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として、平成24年に開始されたところでございます。

今後、地域農業は、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少、また、耕作

放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。このため、人・農地プランを法定化し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画へと移行し、それを実現すべく、地域の内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていくこととなります。

地域計画では、この人・農地プランを土台に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業を担う者ごとに利用する農地等を定め、これを地図に表示する目標地図を作成することとなります。

進捗状況についてでございますけれども、昨年、村内の農地の所有者に地域農業の将来に関する経営意向アンケート調査、こちらは847名の方に発送して、実施して行いました。この結果を踏まえた地域計画策定に係る説明会を、令和6年3月19日、21日、25日の3日間、北部地区、中部地区、南部地区の3地区に分けて開催したところでございます。

そのときの説明会においては、経営意向アンケート調査の回収率が約50%でありましたので、あらあらの目標地図の素案を提示し、アンケートの結果が反映されているのか、皆さんに見ていただいたところでございます。現在のアンケート回収率は76%になっており、より精度を高めるため、これらの移行調査を電話連絡や自宅訪問などを行い、進めているところでございます。

ご質問の説明会の今までの参加人数及び参加割合ということでございますけれども、令和6年3月の地域計画策定に係る説明会においては、3地区合計で95名の参加でございました。経営意向アンケートの調査につきましては、847名に発送しておりますので、約1割の参加となっているところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君の再質問を許します。4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 参加人数のほうですけれども、1割程度の参加人数ということで、847名、アンケート調査も行っているんですね。

私も参加したときに、やはりちょっと参加している人数のほうが少ないというふうな印象は受けました。これ、こういうふうな説明会を開催していく上で、やはりもうちょっと参加者が増えるような工夫というものをしてもらいたいというふうに思います。

この地域計画策定の説明会のほうですけれども、地域計画も全部含めてなんですけれども、いつ頃から地域計画を策定しているのか伺いたと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いつ頃から地域計画の策定をしているのかということでございますけれども、農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和5年4月1日に施行され、地域計画につきましては、令和7年3月末までに作成することとなっております。

策定はいつから取り組んでいるのかということでございますけれども、人・農地プランから地域計画策定及び農政補助事業に係る説明会といたしまして、地域ごとに5回、令和4年11月28日、29日、12月1日、6日、8日に分けて開催したのが始ま

りでございます。現在、今年度末の策定に向けて、取組を進めているところでございます。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 令和 4 年に 5 回、また、令和 5 年 3 月に 3 回ということで計 8 回と、令和 5 年 6 月にアンケート調査をしているということで、今年度、令和 6 年度に関しては、これは開催していないんですよね。やはり参加していない人などを中心に、毎年開催すべきだなというふうに感じるところでございます。

地域計画策定のことで、今までこの期間の間に決定していることなどがあれば、伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、10 年後の農地について、意向調査により、今後も農業を維持・継続していく方、また離農する方、規模を縮小する方、規模を拡大したい方などの情報を整理し、目標地図の素案に落とし込む作業に取りかかっているところでございます。

今年度中に作成しなければならないということになっておりますので、スケジュール等を組んで、今後いろいろと決定をしていくということになっております。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 4 番です。

まだいろいろと、これから決定していくことになるということで、10 年後を見据えて地域計画策定しているということですが、10 年というと、ここ 5 年間の間にも、相当離農していく方、また規模を拡大する方と、どっちかに振り分けられて、今後もういくなかというふうに思います。

今後いろいろと、スケジュールを組んで決定していくということなんですけれども、決めていかなければいけないようなことというのは、どのようなことがあるのかお示してください。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後につきましては、未回収であった経営意向アンケート調査の結果を反映した目標地図の素案を作成し、今年の年末にかけ、地域ごとの協議の場を開催し、素案を確認していただき、皆さんの意見を聞きながら、それを盛り込み、最終的に、令和 7 年 3 月末までに地域計画を作成していくということになります。

また、この地域計画につきましては、作成して終わりという形ではなく、これまで地域の皆さんのご努力で守り続けられてきた農地を次世代に確実に引き継いでいくため、今後も農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向けて、将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか、農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか、若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話を進め、必要に応じて変更するなど、毎年見直しをしていくということとなっております。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 毎年見直しを変更していくということで、この地域計画は終わりが無い感じだと思うんですね。その都度その都度、毎年のように見直しをかけてやっていく、PDCAサイクルというんですか、そういったものをきちん整理をして、西郷村の農業がどういうふうこれから進んでいくのかというのをしっかりと見極めて、農業政策のほうに地域計画策定のほうを生かしていただきたいなというふうに思います。

次の質問なんですけれども、農業委員会のほうの利用権設定のほうを質問させていただきます。

令和6年度、村の農業委員会で管理している農地の利用権設定が廃止されるという説明がございました。また、この利用権設定は、中間管理機構に引き継がれるという説明もございました。

なぜ今までどおり、村の農業委員会で管理することができないのでしょうか。農地の利用権設定の手続が今までのやり方と変わってしまうと、農地を借りる側と貸す側での相対でのやり取りや、書面を交わさずに口約束という状態が増えていく可能性もございます。また、金銭的なトラブルや、責任の所在が不明なトラブルが発生することが懸念されます。

そこで、農地の利用権設定について伺います。

なぜ利用権設定の手続が中間管理機構に引き継がれていくのかお示してください。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） 4 番鈴木昭司議員のご質問にお答えいたします。

農地の賃借に関しましては、農用地利用集積計画に基づく利用権設定と、農地中間管理機構、福島県の場合には福島県農業振興公社となりますが、その公社を通した農地中間管理事業による利用権の設定、そして、農地法第3条による賃借の方法がございましたが、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、農用地利用集積計画に基づく利用権設定は廃止となりました。

ただし、産業振興課で策定予定の地域計画策定までは、経過措置期間としまして、農用地利用集積計画に基づく利用権設定が認められており、その利用権で設定した期間満了までは有効となりますが、今年度中には新規での受付はできなくなります。来年度からは、福島県農業振興公社を通した農地中間管理事業による利用権の設定、もしくは農地法第3条による賃借の設定のみとなります。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 法律の改正に伴うということであります。法律の改正ということで、致し方ない部分が大半なのかなというふうに思うんですけれども、この手続に関しては、まだまだ心配される、懸念されることもございます。

そこで、今までの手続と同等の労力で手続のほうが進められるのか、伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） お答えいたします。

まず、福島県農業振興公社を通した農地中間管理事業による利用権の設定でございますが、事務手続に関しましては、貸手・借手の事務負担が少なく済むように村が協力して事務を進めているため、それほど労力を要することはないと思います。

ただし、農地の貸手は、賃料が公社から確実に振り込まれ、貸した農地は期間満了後に返却される。借手は、賃料支払いや契約事務を公社が代行するため、事務の軽減等につながるメリットがある一方、貸手・借手の両方に手数料が発生するデメリットが生じます。

なお、手数料の金額でございますが、賃料の１％となっており、最低で８００円、最高で８，０００円の手数料が生じるようになります。

次に、農地法第３条に基づく賃借の設定でございますが、申請に関しましては、営農計画書や所有する農機具等の詳細な記載が必要となり、様々な書類を添付して、農業委員会に申請いただくようになります。その後、農業委員会総会で審議され、賃借が承認となりますが、農地法第３条による賃借の場合、契約の解約をしない限り、自動更新となってしまいます。

参考までに、昨年度におきましては、農地法第３条の賃借の申請はございませんでした。過去におきましては、ほとんど実績がないのが現状でございます。

○議長（真船正晃君） ４番鈴木昭司君。

○４番（鈴木昭司君） ２つの手続の方法があるということなんですけれども、やはり手数料が発生してしまうというデメリットのほうが、今の答弁ですと、印象に残ってしまう部分かなというふうに思っております。

今後、中間管理機構の事業による利用権設定が主体というふうになるということですから、利用権設定に伴う手数料を村が負担したり、また支援したりするお考えというのはあるのか、村長に伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ４番鈴木昭司議員のご質問にお答えいたします。

農地中間管理事業の利用権の設定では、手数料が発生することになりますが、これは当村だけの話ではありません。福島県全ての自治体に関わる話でありますので、周辺自治体等の動向を見ながら、村として負担や支援が可能かどうか、検討していきたいと考えております。

また、県や公社に、手数料の減免等についても、併せて要望していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） ４番鈴木昭司君。

○４番（鈴木昭司君） これ、全国的に行われていることだと思いますので、様々な自治体で、これからこういった動き、支援とか減免とかという動きも出てくるのかなというふうに感じております。

またやはり、どうしても農業者の方々から声を発するよりも、自治体の首長なりそれなりの人たちが声を上げて、その地域の農業が衰退しないように要望を出していく

ということも、すごく大事なことになるのかなと思いますので、どうか支援のほうは前向きに検討していただいて、また減免等の要望とかも、たくさんしていただけるようお願いしたいと思います。

農地の利用権設定の廃止と中間管理機構への引継ぎのことを、地権者また耕作者には周知をしているのか、伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） お答えいたします。

周知に関しましては、窓口パンフレットを設置し、ホームページ上でもパンフレットをご確認いただけるようになっております。

また、これまでの地域計画策定に伴う説明会時に、農業委員会が管理していく農用地利用集積計画に基づく利用権設定が廃止となることを説明したり、窓口に来られた方に説明を行ったりしております。

なお、今後は、農用地利用集積計画に基づく利用権を設定されている方へ更新のご案内を通知する際に、パンフレット等を同封する予定となっております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） ホームページ上とかパンフレットで確認できるということなんですけれども、やはりなかなかそういうところって、高齢者の方とか農業されている方、あまり目にするのもないと思うんですよね。実際パンフレットとかも、説明を受けながらもらうのと、ただ封筒の中に同封されて送られてくるのでは、やはり見る重要度が変わってくるというか、そういう部分がすごく心配されるところでございます。ですので、そういった部分に関しても、少し工夫が必要になってくるのかなというふうに感じております。

地域計画策定までは、農業委員会が管理している利用権設定の手続が可能ということで、今後一気に駆け込みの需要が、申請が増えてくるという可能性もあると思うんですよね。そのときに対応がちゃんとできるのか、伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） お答えいたします。

農業委員会事務局では、今後当然、駆け込みでの申請が多数あるだろうと考えておりまして、それらをお受けする準備を進めております。また、引き続き、産業振興課と一緒に周知等に関しまして、力を入れていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 駆け込みの申請ですか、それにも対応できるように、一応心構えがあるということで、その点に関しては安心できるのかなと思うんですけれども、実際そうならないと、事務とか結構大変な部分もあると思いますので、どうかそこら辺は、気を引き締めて対応していただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、経営所得安定対策助成金についてということで、次の質問のほうに入らせていただきます。

最初の質問でも触れたように、農業を取り巻く環境は、二重三重の課題が山積しており、非常に厳しい状態にあると言わざるを得ません。そんな状況の中、今年5月頃に、令和6年度経営所得安定対策交付金の申請受付についての通知と同封されて、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務局、すごい名前が長いところなんですけれども、というところから、村の産業振興課を経由して配布されたパンフレットがございます。中身を読むと、私自身も飼料作物の生産等に少なからず携わっているもので、大変なショックの内容でございました。

交付対象水田の見直しというお題の部分を読みますと、令和4年度以降5年間連続して、一度も水張り、水稻作付、または1か月以上の湛水管理が行われない農地は、6年目から水田活用の直接支払交付金を受給できなくなります。交付対象水田から除外されます。このルールにより除外された農地は、耕作者が変更となっても、交付対象水田には戻りませんという内容の文書でございました。

かねてより、西郷村には入水の難しい水田のエリア、また入水できても、地層の関係で、ざるのように水がなくなってしまう圃場、そういった部分、西郷村に限らずですけれども、たくさんあると思います。今年も、そのようなエリアや圃場を中心に作付をされたデントコーンの収穫作業が、今まさに、この時期に始まっております。大豆、小麦、デントコーンなどの作物は、まさに水田活用直接支払交付金が設定されて初めて、そこで現在も安定的に作付をされているというふうに思います。

しかしながら、この水張りルールによって、飼料作物の作付が困難になったり、畜産農家に安定供給されていた飼料が激減し、畜産農家と水稻農家の両方を苦しめることになると思います。

また、交付金の支払いがない圃場は、元の地権者に返却されて、遊休農地や荒廃農地になってしまう可能性があり、まさに負のスパイラルに陥ってしまうのです。どうかそうならぬように、村として支援を拡充させていくことが重要だと私は思っております。

この水張りのルールなんですけれども、除外された圃場でデントコーン等の飼料作物が生産されなくなってしまった場合、畜産農家への供給が減ることが懸念されますけれども、村としての見解を伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

水田活用直接支払交付金の村の見解ということでございますけれども、この県にしましては、全国的にも問題となっております。各地の農家さんから困ったという声が、度々新聞記事などを通して目にするところでございます。

水田活用の直接支払交付金につきましては、食料自給力の維持・向上を図るため、飼料用米、麦、大豆、飼料作物などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図るものでございます。

議員おただしのとおり、令和4年度から、水田活用直接支払交付金における交付対象水田の考え方が再徹底されまして、令和4年から5年間、令和8年度までになりま

すけれども、一度も水張りが行われない農地は水田とみなされず、交付金の対象としないという方針から国から示されたところでございます。これにより、水田対象交付水田とするためには、この間に水稻の作付、または水稻作付時と同水位の湛水管理、いわゆる水張りを1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生しないことが必要となっております。

しかしながら、飼料用トウモロコシなどは、そもそも湿害に弱く、排水性のよい圃場で作付をする必要があり、水管理の手間がかからずに規模を拡大している農家さんにとりましては、水稻に比べ大幅な労力削減が図られることで作付面積が拡大、畜産農家にとっては使いやすく、輸入飼料費が高騰する中、需要も高まっている状況下であり、村では耕種農家の主食用水稻から転作作物として推進し、村内及び近隣市町村の畜産農家への販売と地域資源循環の取組を村全体で行ってまいったところでございます。

平成25年から、デントコーンサイレージの生産を1ヘクタールから始め、現在は90ヘクタールを超える作付までとなっており、当村の水田の約1割近くを占めております。水田活用直接支払交付金の水張り要件につきましては、西郷村議会においても、見直しの中止を求める意見書を令和4年3月に国に提出しております。

村でも、平成26年産米の米価下落を受け、土地利用型作物での転作拡大を図る上でも、また村内及び近隣市町村畜産農家の需要もあることから、デントコーンサイレージの作付拡大を進め、特にデントコーンにつきましては、湿害に弱いため、排水対策を実施した圃場もあり、さらに、収穫機械は高額な上、特殊なもので、維持管理費も高額となる傾向にございます。

収穫につきましては、村内の3組織で作業をしており、主に収穫受託により維持、人を捻出している部分もございます。デントコーン作付を行っている生産者は、今回の水田活用の直接交付金の方針に対し、収穫作業への委託料と販売代金及び、この水田活用直接支払交付金で収支のほうを見ておりますので、交付金が見直しをされれば、作付を断念するという農家が出てくるものと思われま。

村でも、これまで進めてきた耕畜連携の取組自体が維持できなくなり、また、輸入飼料等が高騰する中、購入畜産農家への影響も大きく、方針の見直しを強く求める意見書を提出したところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 村の見解としては、我々農業者のほうとほぼ同じ見解を持っているということで安心しました。ただ、やはり今後、除外された水田ですか、そういった部分が今後どういうふうになっていくのかというのは、非常に心配されるところでござい。

そこで、現在、大豆、小麦、飼料用トウモロコシは、水田活用直接支払交付金で、10アール当たり3万5,000円の交付金を国から交付されていますが、除外された圃場があった場合、やはり私としては、村の支援の拡充が必要だというふうに感じております。村としてはどのような支援ができるのか、村長に伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

議員の心配されること、私も一緒ですし、方向性は一緒と思っております。

そんな中で、消費量が減少し、生産技術や品種改良等により生産性が向上する一方、少子高齢化や食の多様化により、主食用米の需要は毎年10万トン程度減少している状況、需要に合った生産により米価の安定を図る上でも、村では畜産農家も多いことから、デントコーンと飼料作物での転作拡大を図ってきたところであります。

当然、交付金3万5,000円が交付されないとなると、収入面から作付を断念する農家も続出し、議員おただしのように、最終的には交付金がない圃場は元の地権者に返却され、遊休農地や荒廃農地になってしまう可能性が十分あります。

水張り可能な農地におけるブロックローテーションの推進や野菜等高収益作物への畑地化推進、その中でも、入水の難しい水田での対象外となってしまった圃場での今後の作物の生産支援については、米の需給に見合った生産調整転作の枠組みとしてではなく、地域で生産していく作物振興策として、国・県や関係機関とも連携し、村としても、村農業振興の観点からどのような支援ができるか、令和9年度以降においても、大豆、飼料用トウモロコシ等の生産が継続できるよう支援を含め、農業を守る政策を検討してまいります。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 今、答弁にもありましたように、本来であれば、国や県の関係機関とも連携してということで、農業政策のほうを支援していただけると、非常に農家の人も安心して仕事ができるというふうに感じます。しかしながら、現在、残念なことに、国の政策というのは、非常にお粗末な政策のように私には感じてなりません。

しかしながら、村長のほうから今答弁がございましたように、村のほうでは、そういったことを含めて、支援を含めた感じで施策を検討していくという答弁がございましたので、ぜひここに関しては、前向きな検討、本当に1年、2年、あつという間に過ぎてしまいますので、そこに関しては前向きな検討ということで、お願いをしたいというふうに感じております。

それでは、続いて、堆肥センターの必要性についてということで、農林水産省畜産振興課の調べでは、令和5年実施の堆肥センターの実態調査の結果では、日本全国に415か所の施設が存在し、地域の畜産環境対策や堆肥の利用促進に一定の貢献をしているというデータがありました。また、堆肥の広域流通や耕畜連携による堆肥の利用を促進することが大切であるということも、農水省の資料に書いてありました。

実際に、西郷村におきましても、栃木県那須町の畜産農家の堆肥を耕畜連携で使用していますし、また、村内の畜産農家の堆肥も耕畜連携で、村内の水田や畑で散布をし、循環型の環境に配慮した農業の取組というのが行われております。

また、全農のウェブサイトのをぞいてみると、畜産の盛んな地域においては堆肥の過剰在庫が発生しているなど、需要と供給のマッチングにおける様々な課題がありましたと記してあります。私自身も環境保全に配慮した循環型の農業を行っているので、

毎年米の収穫作業が終わると、ほとんどの圃場に畜産農家のほうから購入した完熟堆肥を散布し、地力の維持に努めているところでございます。

現在、福島県には、4か所の堆肥センターが存在しているようです。それでも東北6県の中では一番少なく、宮城県や山形県には20か所以上存在し、また岩手県においては、30か所以上の堆肥センターが存在しているようです。

昨今の物価上昇に伴い、肥料や農業資材が高騰していく中で、堆肥の重要性を再認識するときだと思います。そして、品質の安定した堆肥を生産できるような堆肥センター、地域によっては土づくりセンターなんていうふうな名前のところもございますが、そういったセンターが西郷村にも、当然必要になってくるのかなというふうに感じております。

そこで、西郷村の耕畜連携事業についてお伺いしたいと思います。

耕畜連携事業、開始をして何年ぐらいがたっているのかお示してください。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

耕畜連携事業を開始して何年ぐらいかというご質問でございますけれども、当村では高原地域に位置することから、県内でも有数の酪農地帯で、畜産業及び水稻が基幹となっております。そのような状況から、水稻の転作作物といたしまして、畜産農家の需要もあり、耕畜連携事業の始まりは、平成19年度に耕種農家3戸、購入畜産農家6戸から始まりました。

稲WCSにつきましては、当時11.5ヘクタールの作付面積で始まり、令和5年度には、稲WCSの作付面積は121.6ヘクタールと10倍以上となり、耕種農家28戸、購入畜産農家14戸になっております。

デントコーンにつきましては、平成25年度に耕種農家1戸、購入畜産農家1戸で1ヘクタールの作付から始まり、令和5年度には93.7ヘクタールまで拡大し、耕種農家13戸、購入畜産農家7戸になってございます。

耕畜連携事業につきましては、今年、令和6年度で18年目を迎えることとなります。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 今年で18年目を迎えるということで、その間に、稲WCSやデントコーンの作付というのが約10倍ぐらいに増えていったということでございます。年間耕畜連携で使用する堆肥の量というのは、県外と村内の畜産農家のほうから流通するわけですが、大体どのぐらいの量が流通しているのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

西郷村耕畜連携推進協議会でマッチングを図り、その中で飼料作物を提供した畜産農家からの堆肥の提供を受け、飼料作物栽培圃場へ還元する地域資源循環の取組につきましては、耕種農家34戸、堆肥を供給する畜産農家14戸、面積は192.8ヘクタールとなっております。耕畜連携参加農家における村内堆肥散布量につきましては

は、3,856トン余りとなっております。

耕種農家34名、畜産農家14名で、192.8ヘクタールとなりますが、その3,856トンのうち、村外2,362トン、村内につきましては1,494トンとなっております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 年間を通して、ざっくりですけれども、3,856トン、約4,000トン近い堆肥が西郷村の中で流通しているということですよね。これだけ堆肥の流通があるということなのに、福島県全体を通してもそうなのかもしれませんけれども、堆肥センターがないという現実がございます。

まずは、村内の畜産農家の堆肥の在庫というか、過剰在庫というふうな言い方のほうが正しいのかもしれませんが、そういった堆肥の在庫について、村ではどのような認識を持っているか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

過剰在庫ということで、実質につきましては詳しいデータはありませんけれども、村内の畜産農家で、大規模に乳牛600頭を飼養する農家さんにつきましては、自己で、自分のところでですけれども、牛のふん尿を堆肥化施設装置で堆肥化し、生産・販売をしているところもございます。また、畜産農家の多くは、家畜の排せつ物につきまして、牧草等、自給飼料を作付する農地への還元が多いものと思われま

す。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） やっぱり自分の圃場のところに過剰に散布をしてしまうという例が、多分大半なんですね。私も那須町に、畜産農家、牧場を営んでいる友達なんかいますけれども、やはりそういうところの話を聞いたりすると、どうしても畑に本来の適正な量よりはために散布をして、少しでも堆肥舎の中の堆肥を減らしていかなければならないんだというふうな話を聞いたこともございます。

ただ、現在ですと、資材高騰とか肥料の高騰によって、堆肥の重要性が見直されていますから、その点に関しましては、堆肥の量を増やして、化成肥料の肥料を減らしていくという取組を行っているところも結構あるというふうに聞いてはおります。

また、耕畜連携の取組をしていく上で、堆肥の運搬とか、また堆肥の散布に対して、年間4,000トン近い堆肥が流通するということですから、村民の方から、西郷村は様々なエリアに住宅地がございますので、どのような苦情を受けているのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

どのような苦情があるのかということでございますけれども、近隣住民の方からは、堆肥散布に対しては、臭いの苦情が数件寄せられているところでございます。完熟堆肥を圃場に散布し、すぐに攪拌すれば、臭いは抑えられるということでございますけ

れども、耕畜連携事業が拡大し、作業面積が大きくなればなるほど、作業遂行にも影響が出てしまっている状況かと思われます。

西郷村は人口が増加しており、特に移住者による社会増によるものが顕著でございますので、農業と暮らしの共生につきましては、臭いの問題を含め、今後の課題となっているところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 臭いの問題が課題になっていくということで、堆肥センター、私も以前、何か所か見に行ったことがあるんですけども、すごく大がかりなものがございまして。

ただ、これだけ堆肥の流通が多いエリアということで、やはり耕畜連携の取組をしていく上で、例えばですけれども、堆肥のストック場であったりとか堆肥センターの必要性、そういったものを村で必要性を感じたことがないのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

必要性につきまして、どうかということでございますけれども、堆肥センターにつきましては、家畜ふん尿処理で、畜産農家支援と農地への堆肥投入による土づくりで、耕種農家は高騰する化学肥料による費用の低減と資源循環型農業の推進が図られ、自家菜園をする住民への提供などにより、地域全体での農業振興に資するものと考えているところでございます。

しかしながら、実際に施設の建設となると、施設の必要性は認めるものの、臭いの問題などから、自らの居住エリアには建設は勘弁といったような声上がるのも事実でございます。また、イニシャルコストをはじめランニングコストなど、運営面も含めた費用対効果の問題も抱えると認識しているところでございます。

過去には、実現に向け、視察研修なども行ったという話も聞いておりますので、これらを踏まえ、まずは各地域にある堆肥センターの情報収集、また関係者のご意見なども聞いてまいり、調査していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） そうなんですね。全国的に、やっぱり堆肥センターと呼ばれるところは非常にコストがかかるというふうに、私も一度、研修行ったときに、お話を聞いたことがございました。確かに、窒素成分を多く含んでいる堆肥ですので、堆肥舎などもすごく壊れやすいですし、非常にお金がかかるんだという話は聞いております。

しかしながら、ここ最近では、そういったコストを抑えて取組を行っている堆肥センターもあるようですので、必要最小限で最大の効果を出すということで、非常にいい堆肥を作って地元還元をしたり、また、パッケージングをして地域住民に販売をしたりというふうなエリアもあるようです。

そういった部分、耕畜連携に関わる人であったり、また畜産農家の方々の意見を、情報収集というふうなことでございますので、まずはそういった方々の必要性をどう

いうふうに感じているのかというのを調査した上で、堆肥センターの取組というのをぜひ前向きに検討して行ってほしいなと感じるので、時間がかかるかもしれませんが、ここの部分に関しましては、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、次の質問のほうに入っていきたいと思います。

保健福祉センターの移行後の利活用ということで、平成8年から、西郷村の住民の健康増進と福祉の向上を図るため、現在の小田倉字上川向に西郷村保健福祉センターは設置をされ、約29年が経過しようとしております。健康推進課の中核部であり、村民の健診やシニア体力測定会の開催、また、元気からだ塾、健康増進事業では、健康運動教室など、村民の憩いの場としても、現在も活躍している施設だと私は感じております。

しかし、役場新庁舎建設に伴い、保健福祉センターの機能を新庁舎に移行することにも決まっております。今後、どのような施設として取扱いが検討されているのか、伺いたいと思います。

健康推進課、また包括支援センターといった施設の部分は、いつ頃新庁舎に移行する予定なのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 4番鈴木昭司議員の一般質問にお答えいたします。

新庁舎建設工事につきましては、現在のところ、ほぼ計画どおりに進捗しておりますので、現在の計画ですと、新庁舎の開庁は令和8年度当初を予定しております。

そのため、保健福祉センターに配置している健康推進課、西郷村社会福祉協議会の包括支援センターにつきましては、現庁舎の部署や文化センター、プレハブ等に分散している部署と同様に、新庁舎開庁に合わせ、令和8年度当初に移転する計画でございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 令和8年度当初ということで、令和8年度の当初ということは、4月以降になってくるのかなというふうに思います。工事ですので、やはりその辺、はっきりした予定は、ある程度あると思うんですが、当初ということで理解をしました。

健康推進課の機能が移行した後も、様々な運動教室など、現在の保健福祉センターを使用する予定はあるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 4番鈴木昭司議員のご質問にお答えいたします。

保健福祉センター機能は、新庁舎開庁後、新庁舎に移行いたしますので、運動教室などは新庁舎にて行う計画でございますが、事業の実施状況や内容によっては、利用者様の利便性も考慮し、現在の保健福祉センターの活用も検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 移行後も事業の実施状況、また内容によっては、現在の保健福祉

センターのほうの活用も検討していくということで、やはり利用者の方々が一番戸惑わないような形、また様々な運動教室をやっているようですので、その辺も加味しながら、上手に活用していただければというふうに感じております。

次の質問のほうなんですけれども、移行後の利活用方法と管理体制ということで伺いたいと思います。

何か検討事項でも構いませんので、どのような利活用方法の案があるのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 質問にお答えいたします。

機能移転後の保健センターの利活用につきましては、移転後もデイサービスセンター、トータルサポートセンターが保健福祉センターに残りますので、当該業務を効果的・効率的に行うこと等の観点から、村社会福祉協議会の事務所及びつどいの広場を保健センター内に移転する協議を行っているところでございます。

また、さらなる住民の健康増進や福祉の向上に新たな施策の事業も展開していきたいと考えておりますので、そのことについても協議を行っているところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） やはり村民の方々、今度、保健福祉センターどのような利活用があるのかということで、非常に気にしている方も多いというふうに思っております。

今の答弁ですと、社会福祉協議会やつどいの広場を保健福祉センター内に移転する協議を行っているということで、まだ協議中ということで、決まってははいないと思うんですけれども、もしいろいろと協議が進んでいって、移行後の施設の管理体制というのは、どういうふうな形になっていくのか伺いたいと思います。現状、条例の中では、村長が行うというふうなことが書いてありますので、そういった部分をちょっと伺いたいというふうに思います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 質問にお答えいたします。

先ほど、村社会福祉協議会に対しまして、事務所を現在の保健センター内に移転することについて、協議を行っているとお申し上げましたが、役場機能移転後の施設管理についても委託をしたいと考えております。

なお、管理の方法については、委託によるのか、指定管理方式によるのかにつきましては、保健福祉センターの利活用のための事業等により決定することとなります。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 委託なのか、指定管理なのかということで、それも協議後の話になってくるということですので、そういった部分、協議を早めに詰めていって、決まったことからお示ししていただければなというふうに感じております。

現在の保健福祉センターに関する改正条例というのは、どのようなタイミングで行うのかお示してください。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） ただいまの質問にお答えいたします。

現行の西郷村保健福祉センターの設置及び管理に関する条例につきましては、新庁舎の開庁に合わせ、保健センター機能を新庁舎に移すことから、そのタイミングで廃止することとなります。その後につきましては、新庁舎開庁後の利活用や管理の方法に合わせた新たな条例を制定することになります。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま、4番鈴木昭司君の一般質問の途中ではありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

4番鈴木昭司君の一般質問を許します。4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 先ほどの続きということで、新庁舎の開庁に合わせて現条例を廃止して、また、利活用や管理の方針に合わせた形で新たな条例を制定するというところで、条例の制定、非常に新たな利活用になると、大幅に変更がされて、一旦廃止になるということで、新たな条例をつくり直すということです。大変なことになるのでしょうか、きちんとした条例で、適切に新しい施設の取扱いがしてもらえるようにしていただきたいなというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、保健福祉センターの駐車場の利便性について伺いますということで、私のほうなんですけれども、住民とか、また利用者のほうから、駐車場が使用しづらいという声を聞くことがございました。健康推進課にはそのような苦情がなかったのか、伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） ただいまの質問にお答えします。

現在まで健康推進課には、住民の方、利用者から、駐車場に関する苦情は直接寄せられてはおりません。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 食い違いますよね。健康推進課のほうにはそういった苦情はないと。

ただ私は、ここ最近ですと、コロナワクチンの接種で、ふだん保健福祉センターを使っていなかった住民の方々が数多く保健福祉センターを利用することとなって、そこで初めて気づいた方々とか、私、何名か、そういったお話を伺いました。

もう29年前の建物ということで、その当時、ああいったデザインの形の駐車場等を造って、当時はよかったのかもしれませんが、29年前と現在では車の数も違いますよね。高齢者の方も大分、車を自分で運転をして、ああいった保健福祉センターに来る方も多いと思います。

そういった中で、あの駐車場、もう少しというか、大胆にフラットな形に直して、シンプルな感じの駐車場というふうなものに直していただければ、見通しもよくて、安全な駐車場に生まれ変わるのかなというふうに感じておりますけれども、村長にお伺いしますけれども、その駐車場、今後改善していくような政策というか、そういったお考えはないのか伺いたしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

改善の考えがあるかということでもありますけれども、現在の保健福祉センター駐車場は、建設当時から変わっておりません。建物の形に合わせた曲線的な配置の駐車場となっておりまして、段差を設け、植え込み等が多く、特徴的な当時の設計による駐車場となっております。

先ほど担当課長は、苦情、直接寄せられておりませんと言いましたけれども、議員は直接聞いているという食い違いがありましたけれども、そんな中で、保健福祉センターにつきましては、新庁舎へ移転後の活用について、現在、高齢者支援センター内にある社会福祉協議会及びつどいの広場の移転を、社会福祉協議会と協議しているところでございます。まだ合意に至っておりませんが、いずれにせよ、保健福祉センターの用途が変わりますし、利用者等も変わってくると考えております。

今ほどお話ありましたように、フラット、シンプル、見通しのいいという提案がございました。今後の施設の利用状況等、精査しながら、何といたっても利用者が利用しやすい駐車場の改修等を検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 今後、利活用の仕方が今までとは大きく変わってくるということで、その状況を踏まえて、適時適切な対応を村のほうに取っていただいて、駐車場の話がもし出た場合には、ぜひ大きな事故等が起きる前に、そういった改善の方法を取ってもらえればありがたいなと思います。

これで、私の一般質問のほうは終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

◇ 1 2 番 藤田節夫君

1. 福祉政策について
2. 国民健康保険事業について

○ 1 2 番（藤田節夫君） 1 2 番、日本共産党の藤田です。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

まずはじめに、福祉政策について伺います。

福祉政策の 1 点目として、65 歳以上の高齢者に対して新型コロナウイルスワクチン接種費用の助成をするべきということで質問します。

新型コロナウイルスワクチンは、2023 年度までは全額公費負担で、無料で接種が行われてきました。新型コロナの感染症法の位置づけが昨年 5 月に、2 類相当から季節性インフルエンザと同じ 5 類に引き下げられたため、新型コロナウイルスワクチン接種は季節性インフルエンザと同様に、原則、接種費用の一部個人負担が求められる定期接種で行われることになりました。

接種時期が 10 月からとなっていますが、現在村では、どのような対応をしているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 1 2 番藤田議員のご質問にお答えいたします。

現在村では、令和 6 年 10 月 1 日から、65 歳以上の方を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種に向けて、西白河郡市町村管内において、白河医師会と調整を進めており、実施に当たり、医療機関への説明会の開催等、必要な準備を進めているところでございます。

臨時特例接種は令和 5 年度で終了し、令和 6 年度は季節性のインフルエンザと同様、個人の重症化を予防することを目的に、個別に医療機関で接種していただくようになります。接種を希望する際には、実施医療機関に直接予約をしていただくことになります。接種券はなく、医療機関に備付けの問診票を記入し、接種を受け、接種済証をもって接種の証明となるようになっております。

○議長（真船正晃君） 1 2 番藤田節夫君。

○ 1 2 番（藤田節夫君） 10 月から接種ということなので、村のインターネットを見ると、更新日が 4 月 1 日になっているんですけども、定期接種の対象者は記載されていますが、接種時期や接種費用など、具体的な内容が更新されていません。早急に更新すべきと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） ただいまの質問にお答えいたします。

村ホームページにつきましては、4 月 1 日時点において、詳細が決まり次第、随時情報をお知らせしますと記事を掲載しておりました。最近になり、ようやく接種時期の正式な通知が発出されておりますので、随時更新を行っているところです。

また、それ以外の周知につきましては、9 月上旬の行政区回覧チラシ、9 月下旬の広報にしごう、防災 i n f o C a n a l 等でお知らせすることとしております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これから周知していくということですが、10月から接種するのに、村民に対して周知していくには、ちょっと遅いのかなと思います。

私は、東白川郡、石川管内ですけれども、ちょっと調べたところ、8月段階で管内の医師会と話が煮詰まっていて、料金的には同じなんですけれども、10月から接種で9月、これから広報にも載せる。こういった問題は、早急にやっぱり村民に知らせるべきなのかなと思います。

ワクチン自己負担、今課長のほうから、自己負担になるよということでは、たけれども、石川管内と同じような金額になると思うんですけれども、実際村では、どのようにこの辺考えているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの自己負担額については、国から示されているワクチンの接種費用が1万5,300円となっております。内訳として、国からの助成金が8,300円、残り7,000円が市町村負担とされております。

この市町村負担分であります7,000円の3割となります2,100円を受益者負担としておりますが、インフルエンザワクチンと同様に、西白河管内市町村一律の金額となっております。また、生活保護世帯の方は、事前申請にて自己負担免除申請を発行いたしますので、無料で受けることができるようになっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 1万5,300円で、国の助成が8,300円、残り7,000円が市町村負担とするということで、2,100円、これは7,000円の3割負担ということで、2,100円が出ていると思うんですけれども、これは東白川郡、石川管内と同じ個人負担になります。

季節性の秋冬接種になると思うんですけれども、インフルエンザと同時期になるんですよね。インフルエンザの場合は、65歳以上は1,200円となります。コロナウイルスワクチンを2,100円ということになると、厳しい時代で、ちょっと出費がかさむのかなと思うんですけれども、これ何とか、また村独自に、管内で決めたんだから、村独自に安くしろというのは、なかなか難しいと思うんですけれども、できるならば、さらにこういったワクチンに関しては、なるべく村民の命と健康を守るという立場で、より安く接種費用をするべきかなと思います。

生活保護の方は無料ということで、それは分かりますけれども、全国の自治体によれば、全て無料、インフルエンザも新型コロナワクチン接種も無料という自治体も実は出ているんですけれども、そういった意味では、ちょっと高い設定なのかなと私は思います。

ワクチン接種時期がインフルエンザ接種時期と同期になると思いますが、同時期に打っても問題はないのか伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） ご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種に問題がないのかということですが、接種間隔については、生ワクチン以外のワクチン同様、他のワクチンと接種の間隔を置かずに、医師の診断により同時接種も可能となっております。ただし、接種前後の体調管理については十分に配慮し、接種することとされております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これ、65歳以下は任意接種ということであるとありますが、65歳以下の方は接種費用の助成ということは考えていないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

先ほど、国から示されているワクチン接種費用が1万5,300円と申しましたが、こちらはワクチン仕入れ価格に手数料を合わせた金額になります。最終的には医療機関ごとに接種費用を設定するので、金額は様々となります。

今回のコロナワクチン接種につきましては、65歳以下の任意接種に対する助成は考えておりません。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 考えていないということで、1万5,300円、病院によって前後というか、あるということですが、これだとなかなか若い人は、1万5,300円、大変な金なので、打つ人はいなくなるのかなと思います。

今後、コロナウイルスワクチンがどう拡大していくのかもあって、情勢も変わっていくと思いますけれども、この辺もちょっと助成するべきなのかなとは思っています。

今後は、先ほど来言っていますけれども、個別接種になるということですが、接種できる病院は、どこでも接種できる、どこの病院でもワクチンを用意しておくということで理解していいのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

接種できる医療機関についてのご質問ですが、どこの病院でもということではなく、医療機関自身が実施する、しないの判断をすることになります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 接種する人がかかりつけ病院に行って、そこでやっていなければ、ほかの病院に行って接種をするということではよろしいでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えします。

西白河管内につきましては、実施の医療機関が32か所ありますので、広報等におきまして、医療機関等の周知はしたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 案内等で知らせるということですがけれども、ワクチンの種類、多々ありますよね、ファイザーとかモデルナとか。こういったものは、その病院に任せして、その病院が何を使うかは、こちらでは把握できないということによろしいですか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

今回のコロナワクチンの接種に使用されるワクチンにつきましては、現在のところ承認されているものと、今、薬事承認中のものがあります。コロナワクチン接種が10月1日から実施されるまでには、今回の薬事承認が申請されることと思っております。

ワクチンは、5社がワクチンを提供することになっておりますが、こちらは先ほど議員がおっしゃったとおり、医療機関がどのワクチンを使うのかというのは、医療機関のほうで選択しますので、こちらのほうとしましては、どのワクチンを使うまでは把握できないことになります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 広報にしごう6月号に、村における新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種について掲載されていましたが、秋冬接種状況、令和5年9月20日以降と、1回目から7回目接種における接種人数と接種率の状況が、令和6年1月1日時点で集約されておりました。これを見ると、やはり65歳以上の方々の接種率が高いことが分かります。

コロナワクチンの定期接種が始まることを受け、ワクチンは重症化を予防する手段であり、経済的負担の軽減が必要です。あわせて、ワクチンの有効性・安全性についても、村民の疑問に答え、副作用反応等についても、原因究明と救済に万全を期すように申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次に、福祉政策の2つ目として、健康診断に聴力検査の項目を加えるべきということで質問をいたします。

村では令和5年度から、加齢難聴者に対して、補聴器購入費の助成制度が実施されました。令和6年度からは制度が改正され、現在は65歳以上の全村民が対象となっています。助成金額は上限2万5,000円となっています。村民の方々からは大変喜ばれています。

加齢性難聴は、一般的に50歳頃から始まり、65歳を過ぎると急激に増加すると言われます。加齢性難聴は本人が気づきにくい場合が多く、定期的な聴力検査や健診による早期発見が重要です。早期発見することにより、医療機関への受診、難聴による認知症予防、健康予防の延伸などにつながります。

現在村が実施している特定健診項目に、聴力検査が含まれていません。村は補聴器の助成制度が実施されています。この助成制度を生かすためにも、特定健診検査項目に聴力検査を加えるべきと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） ただいまの質問についてお答えいたします。

この質問につきましては、令和6年3月議会においても答弁させていただきましたが、村の特定健診につきましては、40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象として、メタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪に着目した健診として、血糖値や脂質異常など、心疾患、脳血管疾患につながるリスク要因の検査項目に重きを置いて実施しております。このことから、特定健康診査の項目に聴力検査を加えることについては考えておりませんが、集団で実施する特定健診対象者、高齢者健診対象者に、村独自の健診として聴力検査を付加することについては、検討する必要があると考えております。

検査においては、静音が保たれる部屋が確保できるかどうか等の問題をクリアする必要があります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 検討していきたいということですが、聴力検査をするためには、検査が可能な静音が保たれる部屋が確保できるかどうかの問題をクリアする必要がありますということですが、村では労働安全衛生法に基づいて、職員等を対象に定期健診を実施していると思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、村職員の健診においては、聴力検査が労働安全衛生法に定められた検査項目と実施しているため、聴力検査が含まれております。

聴力検査を実施する場合、実施機関との調整、対象とする年齢の設定、様々に専門医と相談して検討しなければならない事項がありますが、先ほどお答えしたとおり、村独自の健診として聴力検査を付加することについて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 先ほど、聴力健診をするのに、静音というか、どこかほかに音が聞こえないところ、そういったところを確保しないといけないということでしたが、職員等がやっている労働安全衛生法に定められて、職員などは聴力検査を行っているということであれば、村民の方々も、どこかへ行ってもやるわけじゃないですよ、職員の健診もね。村内のどこかでやると思うんですけれども、そういった体制で、できないことはないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 聴力検査をするに当たっては、やはり静音が保たれる部屋が必要になってくるかと思うので、その辺の問題を解決しながら、聴力検査ができるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 検討してもらえということですが、一応、職員はそういった聴力検査もやっているんだから、村でも別に特別な部屋をつくらなくともでき

と思うので、その辺は考慮してやっていただきたいなと思います。

厚労省が行ったアンケートで、特定健診に聴力検査を加えない理由として、多くの自治体では、住民からの要望が上がってこないことが5割以上だったことが判明しています。

聴力を失うことは全ての面に影響します。村でも厚労省に対して、特定健診の検査項目に聴力検査を加えるように要請すべきと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

村の特定健診につきましては、40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象としたメタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪に着目した健診として、血糖値や脂質など、心疾患、脳血管疾患になるリスク要因の検索項目に重きを置いて実施しております。このことから、特定健診の検査項目に聴力検査を加える要望ではなく、村独自の健診として聴力検査を付加することを検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 検討する、検討するで、話は進むのかなと思いますけれども。

村では口腔検査をやり始めましたよね。この内容を少しお話しいただけますか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 口腔健康診査につきましては、集団健診で実施しているものと個別健診で実施しているもの、今年から個別健診を取り入れております。

内容としましては、歯科の状況、口腔の状況と、嚥下機能とか口腔の状況、あとは歯周疾患等の状況等の確認になります。早期に口腔機能の改善を図るような指導等を行っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 口腔健診は、健康増進法に基づいてやられていると聞いたんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 質問にお答えいたします。

口腔健診におきましては、健康増進法に基づいて行われております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これは、40歳から5歳刻みでやっているということによろしいですか。

○健康推進課長（高野則子君） はい。

○12番（藤田節夫君） であるならば、聴力検査にしても、健康増進法に基づいてやることができるんじゃないかと私は思いますので、先ほど来検討するという事なので、ぜひ、これも特定健診のときにやることで、多くの方が検査を受けられることになると思うんです。

各地域のいろんな何とか健康体操とかなんかではやっているとは聞いてはおりますけれども、特定健診時に聴力検査もやっていただいて、村で実施した補聴器の補助金

等も含めて、やっぱり活用して、常に痴呆にならないで、元気に村内で暮らせるような方法を取っていただきたいと思いますので、ぜひ聴力検査の実施を検討して、実施に向けてやっていただきたいと思います。

以上で、次の質問に移りたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま、12番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 12番。

次の質問ですけれども、質問事項第2として、国民健康保険事業についての1番目として、保険証のマイナ保険証への移行について伺います。

国は、今年12月2日から現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証の義務化を進めようと、テレビを使ったコマーシャルや、病院の窓口、薬局等でマイナ保険証の取得を進められ、まるでマイナ保険証を作らないと、今後は病院にかかれなくなるような状況です。村民の中から不安の声が上がっています。

その原因は、12月2日からの移行後の具体的な情報が不足していることにあると思います。マイナ保険証がなくても保険診療が受けられることも丁寧に説明し、村民の方々の不安を解消して安心させるべきだと思います。

先日、村民の方から相談を受けたのですが、医療機関を受診した方が、マイナ保険証がないと、12月2日から保険診療での受診ができないという趣旨での説明を受けたということでした。国はマイナ保険証を取得することは任意としておりますが、現行の保険証はいつまで使えるのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 12番藤田節夫議員の質問の第2、国民健康保険事業についての保険証のマイナ保険証への移行についてにお答えいたします。

現行の被保険者証の取扱いについてのご質問ですが、議員おただしのとおり、12月2日以降は、現行の被保険者証は廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行いたします。これにより、現行の被保険者証の新規発行や再発行ができなくなりますが、12月1日以前に発行された被保険者証は最長1年、被保険者証に有効期限がある場合には、その有効期限までは従来どおり、医療機関の窓口にて使用することができます。

西郷村国民健康保険では、例年どおり、令和6年10月1日に被保険者証の一斉更新を実施します。この一斉更新時に交付します被保険者証の有効期限は、後期高齢者

医療制度へ移行する方などの例外を除いて、令和7年9月30日までの有効期限で交付いたしますので、その日までは被保険者証を引き続きご使用いただけます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 現行の保険証が廃止されるに当たって、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書が交付されるとしていますが、これはどういうものなのか伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 資格確認書についてのご質問ですが、資格確認書は、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関で従来どおり保険診療を受けることができるように保険者が交付するものです。

福島県では、標準保険料率への統一の一環として、資格確認書の様式は県内市町村で統一することが決まっております。これにのっとりまして、西郷村国民健康保険でも、現行の被保険者証と同様のカードサイズのものを交付いたします。被保険者の方々は、違和感なく資格確認書を使用できるものと考えております。

資格確認書の交付に当たっては、原則、本人または親族等の法定代理人、介護者などの代理人の申請に基づいて交付することとなっておりますが、マイナ保険証をお持ちでない方及びその他保険者が必要と認めた方については、当分の間、本人の申請によらず、保険者が交付してもよいとしております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 現行の保険証と同様のカードサイズのものを交付するということですが、このカードには資格確認書なるものの記載はしてあるのか、今までどおり全く変わらないということで理解していいんですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 現行ですと、上のほうに健康保険証という記載がございましたが、その名称が資格確認書という名称に変わります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 資格確認書と記載されているということですね。

なお、今の話だと、その他保険者が必要と認めた人と言われましたけれども、こういった人はどういう方なのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 国の見解によりますと、マイナ保険証を保有しているが、申請により資格確認書を交付した要介護者、障がい者等の要配慮者について、継続的に必要と認められる場合に、更新時に本人の申請によらず交付することなどを想定しているということでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 要介護者、障がい者等の要配慮者ですか、の場合に、更新時に本人の申請によらず交付することなどを想定しているということですが、施設に今入所している方などの対応は、どのようになるのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 資格確認書を発行するのは、来年以降、12月2日以降、それから、一斉更新ですと、来年度の10月以降ということになりますけれども、施設の運用においては、施設の方と連携をして、ご案内、お知らせをするなどして、どうしても申請をしなければならない方については、対応してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 申請しないで、これは交付するということで理解しました。

資格確認書に有効期限はあるのでしょうか。また、現行の保険証と同じく、申請しなくても、有効期限が切れる前に毎年届くのでしょうか。届くとしたら、それはいつ届くのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 資格確認書の有効期間に関する質問でございますが、有効期間は5年以内で、各保険者が設定できるようになっております。福島県内の市町村においては、1年間で統一することになっておりますので、西郷村もそれに倣って対応いたします。

具体的には、令和6年10月1日に被保険者証の一斉更新時の有効期限は、基本的に令和7年9月30日となるため、令和6年12月2日から令和7年9月30日までの間に交付する資格確認書は、例外を除き、令和7年9月30日で設定する予定でございます。

なお、令和7年10月1日以降に交付する資格確認書は、令和8年9月30日で設定をする運用となる予定でございます。

資格確認書の有効期間が満了する際の対応ですが、さきに答弁いたしましたとおり、マイナ保険証をお持ちでない方及びその他保険者が必要と認めた人については、当分の間、申請によらず保険者が資格確認書を交付してもよいと、現行の被保険者証の運用と同様に、有効期限が切れる前、具体的には毎年9月下旬頃までにお手元に届くよう、郵送する予定でございます。そのため、最初に資格確認書の一斉交付を行うのは、令和7年9月中旬以降の予定となっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今のお話だと、資格確認書の有効期間は5年以内ということですが、被災者に送る保険証は毎年、申請しないで送付されてくるというのか、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 資格確認書につきましては、マイナ保険証をお持ちである方ですとか、それからマイナ保険証を使えない、そういった方もいらっしゃると思いますが、そういった方については、マイナ保険証が基本となっておりますので、申請をする必要がございます。一度だけ申請はしていただくようになります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 一度だけ申請するということですが、これはいつ申請するんですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 令和7年9月30日までは、今回お送りする健康保険証が使えるので、それ以降の取扱いとなります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 令和7年9月30日まで、今回は、今月は申請しないで各自に送られてくると。

○住民生活課長（池田早苗君） 健康保険証が送られてきます。

○12番（藤田節夫君） 来るんだね、家にね。

そうすると、来年度ですかね、令和7年9月30日に切れますよね。その後、申請しなくちゃいけないということですか。その前に申請する。10月1日から、また確認書ができると思うんですけれども。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 資格確認書をお送りするのは、マイナ保険証をお持ちでない方が基本となりますので、そういった方には送るんですけれども、その中でも、どうしても使えない、マイナ保険証が使えないんだという方がいらっしゃると思うんですよね、マイナ保険証をお持ちであっても、マイナ保険証が使えない。そういった方については、資格確認書を申請によって交付をするということでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 了解しました。

続きまして、マイナ保険証を持っていなくても、現行の保険証と同じように使用できる資格確認書が交付されるにもかかわらず、最初に紹介いたしました相談内容のように、医療保険などの窓口では、マイナ保険証の取得や使用をしつこく勧奨することになっています。このようなことは今まで見られず、ここ最近、頻繁に行われています。その理由について伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 医療機関窓口におけるマイナ保険証の取得や使用を勧奨する案内に関するご質問でございます。

国は、令和6年5月から令和6年7月までをマイナ保険証利用促進集中取組月間と設定し、医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための一時金制度と、医療機関等における顔認証付きカードリーダーの増設支援を8月まで実施をしておりました。

この制度の案内におきまして、利用率を伸ばす方法として、受付でマイナンバーカードをお持ちですかと声かけすることを推奨しております。そのため、医療機関等の窓口における取得勧奨、使用勧奨につながっているのではないかと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 多忙な医療機関に負担を押しつけ、奨励金を配るようなやり方で、マイナ保険証の取得・使用推進のために利用することはやめるべきで、医療機関

には、強制することがないことはやめるように指導すべきだと思います。

マイナ保険証はあくまでも任意であり、マイナ保険証がなくても不利益がないことを村民に知らせるべきですが、その予定についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） マイナ保険証がなくても不利益がないことを村民へ周知すべきではないかというご質問でございます。次に掲げます4つの方法にて、周知を実施または実施する予定でございます。

1つ目は、西郷村ホームページに被保険者証廃止に関するページを公開し、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付する旨を現在掲載しております。

2つ目は、国民健康保険の被保険者に対して、令和6年10月1日の更新時の通知文の中に、12月2日以降の被保険者証の取扱いについて、簡易的な図を用いながら、資格確認書の交付に関する案内を掲載いたします。

3つ目は、広報にしごう11月号におきまして、全村民に向けた12月2日の被保険者証廃止の件と、マイナ保険証、資格確認書についての記事を掲載する予定でございます。

4つ目として、医療機関向けへの周知として、福島県内の市町村においては資格確認書の様式を統一することが決まっておりますので、福島県から福島県医師会等に対して、統一した様式を周知するよう村より要望し、了承いただいているところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 私も村のホームページを見ましたけれども、メリットばかりが書いてあって、デメリットもあるというか、注意点、マイナ保険証に対しての注意点なんかも載せたほうがいいのかと思います。

さらに、広報にしごう11月号に記載するということですが、これについても時間的に、期間的にないのか分らないですけれども、もう少し早く周知しないと、村民の方は相当不安に思っている方もいますし、病院や薬局で、先ほども言ったように、何か次は作ってきてくださいというようなこともありますので、ぜひ、なるべく早く周知させるようお願いをしたいと思います。

次に、マイナ保険証の人が受診する際に、マイナ保険証と資格情報のお知らせの2つを持参するように周知していますが、なぜなのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） ただいまの質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、資格情報のお知らせは、西郷村国民健康保険の資格を取得した際や、70歳以上の被保険者の窓口負担割合が変更となった際などに交付されるもので、氏名や被保険者証の記号・番号や資格取得日、有効期限などが記載されており、A4用紙にて交付をいたします。

資格情報のお知らせも資格確認書と同様に、福島県内の市町村において様式の統一が決定しております。

なお、資格情報のお知らせのみでは、医療機関の受診はできないようになっております。

この資格情報のお知らせですが、システムトラブルなどにより、医療機関等の窓口でマイナ保険証の読み取りができない例外的な取扱いとして、マイナ保険証と共に提示することで受診可能としております。このことにより、2つ所持するように周知をしているところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） マイナ保険証と資格情報のお知らせ、2つを持参するようになっておりますけれども、資格情報のお知らせだけ、病院によってはカードリーダーがないところもあると思うんですけれども、そういったところはマイナ保険証は使えないですね。資格情報のお知らせだけを持っていったのでは受診できないということでは理解していいですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 調査によりますと、付近の医療機関においては、ほぼほぼカードリーダーが置かれているようでございますので、カードリーダーのほうでマイナ保険証の確認をしていただきたいと思います。また、最長1年間有効される健康保険証のほうもでございますので、当面の間は保険証のほうを活用していただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） カードリーダー、ほぼ設置してあるという回答でしたけれども、まだまだ私から見ると、ない病院もあるのかなと思います。

資格情報のお知らせは、国保の資格を取得したときや窓口負担割合が変更となった際に交付するということだが、既に国保に加入しており、マイナ保険証を取得している方全員に対し、資格確認書のように村から交付するのか伺います。また、有効期間についても伺います。（不規則発言あり）

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 資格情報のお知らせは、国保の資格を取得したときや窓口負担割合が変更となった際に交付するということだが、既に国保に加入しており、マイナ保険証を取得している方全員に対して、資格確認書のように村から交付するのか伺います。また、有効期間についても伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 資格情報のお知らせの交付と有効期間についてのご質問でございますが、まず、資格確認書と同様に、資格情報のお知らせの一斉交付を行う予定でございます。令和6年10月1日の被保険者証の一斉更新時の有効期限が令和7年9月30日のため、この有効期限を迎える前にお手元に届くように村より送付する予定です。

資格情報のお知らせには有効期間はございませんので、更新等はございません。ただし、70歳以上の場合は、窓口での負担割合が前年の所得で変わることもございま

すので、発行期日及び有効期限を設定して交付いたします。有効期限を迎える際には、村から有効期限を迎える前に、新しい資格情報のお知らせがお手元に届くように送付する予定でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 有効期限はないと、資格情報のお知らせには有効期限はないということですが、資格確認書と同様、毎年送られてくるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） こちらの資格情報のお知らせにつきましては、一度のみの交付となっております。破損や紛失等がございましたらば、再発行をさせていただきます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） そうすると、有効期限じゃなくて、マイナンバーカードが切れるときに同時更新するということですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

資格情報のお知らせにつきましては、有効期限はございません。ただ、マイナ保険証に関しては、5年、10年という更新の作業が必要になります。それとはまた別で、資格情報のお知らせを交付するということでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 有効期限がないので、ぼろぼろになるか紛失するかのときに、再交付するという理解でよろしいのでしょうか。分かりました。

この資格情報のお知らせですが、A4サイズの紙1枚ということですが、持ち歩くと、ぼろぼろになることが指摘されております。政府がマイナンバーカードの普及をより押しする結果、より不便な仕組みになっていると思いますが、このことについて、対策は考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 資格情報のお知らせを持ち運ぶ際の不便さへの対策について、2点ほど挙げさせていただきます。

まず、1点目でございますが、A4サイズの資格情報のお知らせの右下になります。カードサイズに切り取って使用できるように縮小された資格情報のお知らせを併せて印刷するようしております。被保険者の方がご自身で切り取る必要はございますが、携帯はしやすくなるのではないかと考えております。

また、2点目でございますが、紙の材質、厚さにつきましては、市町村ごとの裁量が認められておりますので、普通紙より厚みのある用紙の採用などについて検討してまいります。

以上の対策を行っても、議員が懸念されるぼろぼろの状態になった場合は、申出により再交付をいたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 資格情報のお知らせですか、有効期限ないということで、本当に大変な状況になるのかなと予想されます。

では、次の質問に移りますけれども、現在、国保税の滞納者に対して、短期保険証と資格証明書を交付していますが、12月2日以降、短期保険証と資格証明書はどのような取扱いになるのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 12月2日以降の短期被保険者証と資格証明書の取扱いについてでございますが、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、短期被保険者証と資格証明書は廃止されます。その代わり、特別療養費の対象者を設定するようになります。

特別療養費対象者となった方の取扱いにつきましては、現行の資格証明書の取扱いと同様で、窓口にて医療費は全額負担となりますが、保険診療扱いにはなりませんので、自由診療扱いのように診療費が割増しで請求されたり、消費税が別途かかったりすることはございません。

なお、特別療養費の対象者となった方は、マイナ保険証を医療機関等で提示した場合は、窓口のシステムに特別療養費の対象者であることが表示されます。マイナ保険証をお持ちでない方には、特別療養費の対象者であることが明記された資格確認書を交付する運用となります。

特別療養費の対象者に関する国からの情報展開が遅れているため、特別療養費の対象者とする基準及び特別療養費対象者を解除する基準については、現在決まっておられません。国からの情報が明らかになり次第、今後、関係課と協議し、決めていく予定でございます。しかし、機械的に判断するのではなく、納税相談などを実施して、個々人の事情等を考慮した上で判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 短期保険証と資格証明書が廃止されると、その代わり、特別療養費の対象者を設定することになりますということですが、資格証明書の方は保険税を滞納している人で、それは分かるんですけども、短期証明書の方は、いろんな家庭の事情にあって、一気に払えないと、分割して払っている、そういう方々に対しても、特別療養費の対象者にしていいいのかどうなのか。

一生懸命頑張って、厳しいこういった物価高の中で、やっぱりなかなか、保険証が今、高くて高くて払えない、そういう方がたくさんいる中で、こういった短期証明書の方には何らかの対処が必要なのかなと思いますけれども、これは国のほうでも、まだ決まっていないということなんですか。

国のほうで決まっていない、こういった我々には押しつけておいて、そういった細部まで決めていないというのは、ちょっと問題あるのかなとは思いますが、担当課に言っても、そういう状況なんだから、しょうがないとは思いますが、この辺はやっぱり猶予して、何とかそういった短期証の方には、ある程度の猶予を与

えてやらないと、大変なことが起こるのかなと思いますので、特別療養費になっちゃ
うと、結局、マイナ保険証だったり資格確認書ですか、それに書かれるわけで、そう
したら10割負担になっちゃうわけですね。

そういったことが、果たして村民の命を守る立場として、どうなのかなと思います
ので、その辺はよく検討しながら進めていただきたいなと思います。

次の質問へ移ります。

西郷村国民健康保険の被保険者で、マイナンバーカードを取得している方とマイナ
保険証として使えるようになっている方、マイナ保険証の利用率について伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 西郷村国民健康保険の被保険者のマイナンバーカードの
保有率、ひもづけ率及び利用率についてのご質問でございます。

大変申し訳ございませんが、国民健康保険の被保険者のみのマイナンバーカードの
保有率については、データが提供されておりませんので、承知しておりません。

マイナンバーカードと被保険者の初回ひもづけ率につきましては、直近で公表され
た令和6年7月時点の数字で、62.11%でございます。

次に、マイナ保険証の利用率ですが、令和6年8月に公表された令和6年6月診療
分の利用率は11.13%でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） マイナンバー保険証の利用率ですけれども、非常に利用率が悪
いということで、新聞等でも大分言われておりますけれども、11.13%は、厚労
省が発表している数字なんでしょうか、それとも西郷村の利用率なんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 62.11%、それから利用率11.13%、いずれの数
字も、国民健康保険中央会からのデータ提供になります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 厚労省の発表によると、相当低いんだというんですね。8月だ
と4.66%、9月だと4.54%、10月だと4.49%なんですよね。これ、どっ
ちが正しいかよく分からないんですけれども、いずれにしても、相当低いということ
が判明していますので、最近あちこちで、見直しが必要なんじゃないかなんていうこ
とも言われていますので、ここで言っても、それは上のほうの話なので、なかなか
なんでしょうけれども、さらには高齢受給者証というのがありますけれども、高齢受給
者証、12月2日以降も交付されるのか伺います。交付された場合、有効期限は8月
1日から翌年の7月31日までで変わらないのか伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 12月2日以降の高齢受給者証の取扱いについてのご質
問でございます。

高齢受給者証につきましては、被保険者証廃止後におきましても交付をいたします。
高齢受給者証の有効期限は、後期高齢者医療に移行するような例外的なケースを除い

て、8月1日から翌年の7月31日までで変更はございません。

交付対象は、資格確認書の交付者に限られます。マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証を使用すれば、本人の窓口負担割合が医療機関等の窓口システムに表示されるため、高齢受給者証を交付しない運用となります。そのため、70歳以上の方が自身の窓口負担割合を簡易に確認できるように、資格情報のお知らせに窓口負担割合と発行期日を記載して交付をいたします。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） それでは、マイナ保険証のひもづけを解除した場合やマイナンバーカードを返納した場合の対応について伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

12月2日以降に、マイナ保険証を何らかの理由により使用できなくなった場合についてのご質問でございます。

その方につきましては、資格確認書を交付いたします。マイナンバーカードと被保険者証のひもづけ情報の解除については、令和6年10月末を目途に、西郷村国民健康保険の窓口にて可能になる予定ですので、その申出があった際に、併せて資格確認書を交付いたします。

マイナンバーカードを返納した場合については、住民生活係と連携し、返納の申出があった際に、併せて交付できるようにしてまいります。その他の状況により、マイナ保険証の使用ができなくなった被保険者については、その状況を把握次第、早急に資格確認書を交付するように努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 厚労省は8月31日、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証への移行に関するパブリックコメントの実施結果を公表しました。5万3,028件の意見が寄せられ、保険診療が受けられなくなる懸念があるや個人情報漏えいするのではないかなどの意見が大半を占めていました。

厚労省国民健康保険課は、今後も国民の不安の声に対して、マイナ保険証がなくても保険診療が受けられることを丁寧に説明していきたいとのことでした。村としても、多くの村民が不安を感じています。特に高齢者の方々には、分かりやすく説明するべきと思いますが、村長にお伺いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 藤田節夫議員の質問にお答えいたします。

住民生活課におきましては、本年8月1日に行った後期高齢者医療の被保険者証の一斉更新時に、分かりやすく説明した案内を送付しております。また、担当課長が先ほど来答弁しておりますように、様々な手法で広報を行っていく予定でございます。

今後も村民への周知は、これだけやれば十分というものではございませんので、既存の方法にこだわらず、効果的な広報方法があれば実施してまいります。

12月2日が近づくと、担当課の窓口や電話等に、村民からの不安の声や問合せが

相当来るかと思われます。そういった方に対しては丁寧に説明し、不安を解消できるように努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 丁寧に説明して、不安を解消していきたいということですが、あれこれ説明するのではなく、このまま資格確認書は、今までどおり保険証として使えるよということを明確に、やっぱり言うべきなのかなと。あれこれ説明すると混乱しちゃうので、村民の方はそれが一番なので、そういったことを丁寧に説明するんだろうけれども、はっきりと利用できるからということで、説明のほうをお願いできればと思います。

以上で、マイナンバー保険証については終わります。

続きまして、健康保険事業の2つ目として、国保税の18歳以下の均等割の減免についてということで質問いたします。

この質問は、これまで何度も質問してきましたが、物価高騰の中、国保税に係る負担は村民を苦しめています。特に均等割は、所得がゼロの世帯にも、所得が減った世帯にも、負担が重くのしかかっています。ほかの健康保険には均等割はありません。子どもの扶養家族が何人いても保険税は変わりません。

ところが、国保は、生まれたばかりの赤ちゃんにもすぐに保険税が発生します。そのため、子どもが多くいる世帯は国保税が高くなります。まさに少子化対策に逆行するものです。

全国知事会や市町村会等からも、長い間、国に対して要望してきました。ようやく2022年度から、未就学児まで5割を公費で軽減措置されました。しかしながら、軽減の対象が未就学児までで、半額の助成だけでは不十分です。

全国の自治体では、白河市をはじめ、18歳まで全ての子どもを対象に、全額補助や第2子から助成をするところ、3割助成をするなどと、子育て世帯に対して支援を始めています。子どもを産むと税負担が増える非人道的な政策を改め、改善すべきと思いますが、村長にお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 国保税の18歳以下の均等割の減免についてのご質問にお答えいたします。

少子化が進む中、子育て世帯の経済的な負担を軽減することは喫緊の課題であると認識しております。特に子どもの均等割は、収入のない子どもにも課せられることから、多くの世帯にとって大きな負担となっております。

しかし、現在村では、不足する保険税相当分の財源については基金で補い、急激な税負担を抑えている状況にあります。基金を多く保有している市町村であれば、独自の減免を維持することも可能と考えられますが、基金を保有していない、もしくは基金の保有額が少ない、統一保険税率へ向けて急激な保険税の上昇を抑えるため、基金を取り崩し納付金の不足分へ充てている市町村などにとっては、独自の減免を行うことが現状困難であると考えております。

本村といたしましては、独自の減免として実施するのではなく、国また県の施策として減免を実施するよう、引き続き県や町村会を通じて、国に対して子どもの均等割減免を求める要望活動を実施してまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 一般財源からの繰入れは厳しいということですが、先ほども言ったように、国で半額公費として助成しているわけですよ。そういった意味では、自治体が独自に一般会計から繰り入れて、こういった減免に対して対処するのができるのは当たり前だと私は思います。

実際に、全国的に見ると、こういった一般財源から繰り入れしている自治体もあります。全額でなくとも半額だったり、2子からは免除するとか、そういったことで実施しているところはたくさんありますので、ぜひ考えてほしいと思います。

国保の滞納世帯と子どもに係る均等割の金額は、まず幾らなのか伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 藤田議員のご質問にお答えいたします。

まず、国保税の滞納世帯数ですが、昨年度の一斉更新時に短期被保険者証を交付した世帯が78世帯、資格証明書を交付した世帯が9世帯の合計87世帯でございました。

また、子どもの1人当たりの均等割額は、世帯の所得により軽減がかかる場合、金額は変わりますが、基本額では医療分が2万2,800円で、後期高齢者支援金分が9,000円、合計で年額3万1,800円となります。

なお、低所得者の軽減対策として、均等割には2割軽減、5割軽減、7割軽減の軽減措置がございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今、課長言ったとおり、子ども1人3万1,800円かかるということなんですよね。これ、2人、3人いれば、10万円という計算になります。こういった、本当に非人道的な税金をかけてよいのかと私は思います。

18歳までの均等割、村全体の金額、どのぐらいかかるんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

4月1日時点の18歳以下の国保加入者数は270人で、軽減を加味しない基本額を基に均等割額を算出いたしますと、約723万円という試算になります。

なお、この試算には、未就学児を対象とする均等割減免を適用しております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 約723万円、これには、未就学児を対象とする均等割減免を運用していないということで、これだけ下がるということなのかな、総額的には。

○住民生活課長（池田早苗君） 適用しております。考えております。

○12番（藤田節夫君） 723万円です、村長。これを本当に、後からお話聞きますけれども、この後。基金が1億何がしあるということなので、本当に子育て支援を村で

やっていくんだったら、こういったところ、国保税にだけしか、これはかかっていないんですから、ほかの保険には。そういったことも加味して考えてほしいと思います。

それでは、国保の基金残高についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

国保の基金の残高でございます。令和5年度末時点で1億6,507万8,886円でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 1億6,500万何がしということです。

令和8年ですか、統一されるのは。令和11年。

西郷村は国保税を上げないで、このところ来ていますので、大変な状況だと思うんですけども、何とかこれを村長の英断で、やっていただきたいと、助成していただきたいと思いますけれども、このことについて、県は市町村が独自に取り組む軽減措置について、統一的な指導があるのかどうなのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

福島県では令和11年度に、県内全市町村において、県が定める標準保険料率への統一を目指しております。この統一に当たり、現在、市町村の各種国保事業等についても統一を図っております。その中で、子どもの均等割減免を含む市町村独自減免は、県が定める期限までに終了する方向で議論がなされているところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 先ほども申しましたけれども、国でも認めているんですよね。だから、未就学児まで助成するということになったと思うんです、私は。

全国知事会や全国市町村会からも、ずっと要望していたことなんですけれども、相当このことに対しては、みんな不思議と思っているのかなと私は思うんです。なぜ協会けんぽとか、ほかの健康保険とかに均等割がついていなくて、国保税にだけこういった均等割がつくのか。だって、国民健康保険は、退職した人とか自由業とか、お金が厳しい、そういう人ばかりで構成されている。なので、公費を入れなかったらば、これはやっていけないんですよ。だんだん、だって、被保険者に負担がかかるわけなので、だから国、ほかの団体なんかは、1兆円を国保に入れろということを言っているんで、ぜひ村長も、西郷村のそういった人たちの大変さ、苦労さ、負担の重さを考えて、ぜひここは、せめて子どもの均等割に対しては減免してほしいとお願いをいたしまして、私の一般質問は終わります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま一般質問の途中ではありますが、午後2時10分まで休憩いたします。

（午後1時52分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後２時１０分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、通告第３、６番鈴木修君の一般質問を許します。６番鈴木修君。

◇ 6 番 鈴木 修君

1. 教育行政について

○ 6 番（鈴木 修君） 6 番鈴木修です。

通告に従いまして一般質問をいたしますが、質問に入る前に、議長にお願いがございます。今回の一般質問の一つであります西郷村の望ましい教育環境の在り方に関する方針策定についての関係資料を学校教育課に請求しておりますので、議場において配付していただきますよう、お取り計らい願います。

○議長（真船正晃君） 議長において、資料の配布について許可いたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、資料を配付しますので、暫時休議いたします。

（午後 2 時 1 1 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 2 時 1 3 分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、6 番鈴木修君の一般質問を許します。

○ 6 番（鈴木 修君） ただいまは配付いただきまして、ありがとうございました。

それでは、教育行政について質問いたします。

まずはじめに、西郷村小・中学校における学校規模の適正化・適正配置について伺います。

当村における学校統合の適否についての判断は、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮しながら、また保護者や地域住民と共通理解を図りながら、検討しなければならない課題でございます。

国は、学校規模の適正化が課題となる背景には、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えております。

また、ある調査では、少子化が進み、年少人口、ゼロ歳から 14 歳においては、2020 年の国勢調査では約 1,500 万人、30 年後には 1,000 万人を割りまして、50 年後には 700 万人台の規模になるという推計がされております。我が西郷村においても、今後の年少者人口において、少子化の影響が顕著に表れてきます。

そんな状況を踏まえ、本村の教育委員会は、小・中学校の適正規模及び適正配置について総合的に検討するために、平成 30 年、今から 6 年前ですけれども、西郷村学校適正化配置検討委員会設置要綱を制定いたしました。

そこで、西郷村学校適正化配置検討委員会について伺います。

検討委員会は昨年 9 月に、検討委員会の意見として提言書をまとめました。提言

書の中の検討委員会開催経過を見ますと、令和4年11月に第1回が開催され、提言書が出るまで4回の開催となっていました。令和4年11月以前は何の動きもなかったみたいですが、教育委員会として、平成30年の検討委員会設置要綱制定後、本来であれば委員を選定して、早急に検討に入るべきだと一般的には考えますが、検討に入るまで、なぜ5年もかかったのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 6番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

平成30年2月9日に、西郷村学校適正化配置検討委員会設置要綱を制定しまして、平成30年3月1日と平成31年2月26日に、学校適正化配置検討委員会を開催しています。当時の委員会では、学識経験者、各小・中学校のPTA会長、村内の幼稚園・保育園のPTA会長、村内の幼稚園・保育園の園長、小・中学校の校長を構成員としていました。

この2回の委員会の中で、児童・生徒数の推計値や文部科学省の手引、栃木県那須町の学校統合の事例を紹介しながら、小・中学校の適正な規模、適正な配置について検討していただきましたが、提言をいただくまでには至っておりません。その後、令和4年11月29日に開催した会議まで、委員会は実施しておりません。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいまの答弁ですと、平成30年と平成31年において2回開催したということですが、1年に1回の開催ということで、要は彦星と織姫が1年に1回出会うような七夕祭りのようなイベントではありません。その辺よく考えて、当時、やったほうがよかったのかなと思います。

また、提言も出されない状況では、結果的に数年間、何もやっていなかったに等しいかと私は思っております。

また、もう一つ言い加えさせていただければ、教育委員会の運営は、委員に対して流れ解散的な形になってしまったこと、委員に対しては大変失礼なことだと私は思っております。今さら言っても遅いですが、当時、もう少し真剣に取り組むべきだったのではないのでしょうか。

これ以上言っても仕方ありませんので、それでは、次に、検討委員会設置要綱の条項の中に守秘義務が規定されています。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とするとなっていますが、この守秘義務は、どのような根拠で、どのような範囲で守秘義務が課せられ、そして、違反した場合にはどのような制裁があるのか、具体的に伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

守秘義務についてですが、令和4年11月に、西郷村学校適正化配置検討委員会設置要綱第7条に守秘義務を加える改正を行いました。改正の趣旨としては、学校統合という地域の方が非常に敏感になる議題について、委員会での発言内容が漏れ伝わり、委員にとって不利益なことがないようにということと、委員会からの提言書がまとま

らないうちから、小学校何校、中学校何校といった話題が独り歩きすることを防ぐこと、また、秘密が守られることによって、委員が発言しやすい環境をつくる意味を込めての改正を行いました。

要綱に守秘義務という言葉を用いていますが、これは不適切であったと認識しています。教育委員会の要綱で、委員の方に守秘義務という義務を課したり、それを守らなかった場合の罰則を課したりすることはできません。義務や罰則といったことを課すには条例で定める必要がございます。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 再質問します。

検討委員会設置要綱に守秘義務という言葉を用いたのは不適切だったと、今答弁いただきました。

当検討委員会は、地方公務員法第3条第3項に規定している特別職非常勤職員には該当しません。そもそも特別職非常勤職員でさえ、原則、地方公務員法が適用されないはずです。そして、服務規律の適用がされないはずです。

ですから、ましてや特別職非常勤職員にさえ該当しない、結果的に公人でなく私人である立場の検討委員会の委員の皆さんに、守秘義務を課することはできないと私は認識しています。適切とか不適切とかの問題でなく、誤りであり、間違いなのではないでしょうか。教育委員会の見解を伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

議員おたしのとおり、私人である立場の検討委員会の皆さんには、守秘義務を課することはできません。委員会の内容が漏れ伝わり独り歩きしないよう、教育委員会として委員に不利益なことが起きないように、会議の内容を公言しないでほしいと秘密の保持をお願いしたいということに対して、守秘義務という言葉を使ってしまいました。このことは間違いであったと思います。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 守秘義務を課したのは間違いだったということで、了解しました。

今の答弁を聞いていますと、委員の皆さんに不利益が起きないようにとか、先ほどの答弁でも、委員が発言しやすい環境をつくるためにとか、委員に対してこれは大変、私は失礼なことだと思えます。委員の方々は、学識経験者や学校長、各学校区の代表の方です。委員として真剣に議論し、責任を持って発言するのではないのでしょうか。

そしてまた、話題が独り歩きしないためにとか言っていましたが、なぜそんなに隠したがるのか、私は分かりません。最初から会議録を公表すれば、どんなことを話合っているのか、議論しているのか、包み隠さず市民の皆さんに情報を提供すれば、発言内容の独り歩きは起こらないと私は思います。

ましてや、開催経過を見ますと、委員会は4回開催になっていますよね。最初の2回の開催内容を見ますと、事務局側の説明が大半を占めております。残り2回の会議で議論が展開され、提言に至ったのではないのでしょうか。そんな予想を私はしてお

ります。ですから、発言内容が独り歩きするほどの時間、期間はないと思います。

いずれにせよ、今後要綱等を制定する場合には、慎重に行うべきであるということ
を申し添えて、次に移ります。

本来、このような検討委員会では、議論したその情報を積極的に村民に対して、透
明性を確保するべきものであり、そのためには会議を公開したり、作成した会議録は
公表するべきと私は思っていますが、いかがですか。

他の自治体で、会議録をネットで見ることができます。少なくとも近くですと、矢
吹町の会議録を見ることができます。その辺、教育委員会はどのように考えているの
か伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

会議録の公開といった住民への情報公開は、積極的に行うことが重要であると認識
しております。今後行っていく事業に関しましては、積極的に情報公開をしていき
たいと考えております。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、今後、積極的に情報公開をしていくとい
うこと
で、了解しました。

それでは、次に、教育委員会は熟読していると思いますが、先ほどもちらっと教育
委員会から話が出ましたが、文部科学省が平成 27 年に、公立小学校・中学校
の適正規模・適正配置に関する手引を作成しています。その中で、学校規模の適正化
の検討は、様々な要素が絡む困難な課題であるが、あくまでも児童・生徒の教育条件
の改善の観点を中心に据えて、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行
うべきものと言っています。そして、具体的にどのような教育上の課題があるかにつ
いて、総合的観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校
統合の適否について考える必要があると言っています。

そこで、今回、検討委員会では、提言をまとめるまでに検討するに当たって、ど
のような資料を提供したのか。また、保護者や地域住民等の意見交換や意見聴取を行
ったのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

昨年度いただいた提言書の検討に当たり、教育委員会から提供した資料は、村立小
学校の児童・生徒数と今後の推計値、村立各小・中学校の学級数と学級数の算定基準
の考え方、村立各小・中学校校舎の築年数、文部科学省の手引、学校統廃合を行った
事例の紹介、学校統合のメリット・デメリットといった資料を提示し、委員の皆様
に検討していただきました。

学校適正化配置検討委員会の中では、保護者や地域住民の方へは、意見の交換や意
見聴取は行っておりません。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいま、もろもろの資料を教育委員会からお渡ししたというのは分かりますが、検討委員会として、保護者や地域住民の意見交換、意見聴取などは行っていないということで、私は検討プロセスにおいては、やはり様々な目線から検討するためにも行うべきだったのではないかと考えます。なぜ行わなかったのか、理由をお伺いします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

今回の提言書は、まずは構成員となっている委員からの意見をいただきましたかったものであるため、保護者や地域住民の皆様との意見交換、意見聴取は行っておりませんでした。委員から頂いた提言書を基に、保護者や地域住民の皆様の意見交換、意見聴取などは、今年度と来年度行う業務の中で実施してまいります。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 教育委員会としては、委員からの意見を聞きたかっただけだと。委員の皆さんに提供された資料だけで、委員の皆さんは提供された資料だけで意見を出し合って、提言書にまとめたということですね。そして、これから2年間かけて、保護者、それから地域の方々との意見交換を行うということで理解してよろしいわけですね。

それでは、次に、検討委員会として、まとめた学校規模の適正化・適正配置に係る提言書は、今後の学校の統廃合、学校再編に非常に重要な事柄であり、村民、地域住民の方々も関心の高いところでございます。情報提供はどのように行ったのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

学校規模の適正化・適正配置に係る提言書は、西郷村のホームページ上で公表しております。その他の方法での情報提供は行っておりません。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ホームページの公表だけにとどまっているということで、私もホームページは見せていただきました。ホームページで、何人の方が見ていると思うか分かりませんが、私は総務課に先月、この提言書、どれぐらいの方が見ているか調べてもらいました。そうしたら、1年間で128件だそうです。それは村民かどうか分からないわけですね。

これでは、村民の皆さんに情報提供していると言えないと私は思います。確かに公表はしているでしょう。公表はしていますが、積極的な情報提供とまでは言えないと思っています。

先ほども申しましたとおり、今後の学校の統廃合、学校再編に関わる村民の皆様に関心が高い項目でございます。今からでもホームページだけでなく、広報にしごうを活用するとか工夫していただいて、村民の皆さんに情報提供をしておいたほうが、後々よろしいのかなと私は思っております。ということで、よろしくお願いします。

次に、学校適正化配置検討委員会から提言書が出されてから1年がたちます。検討委員会は、解決すべき課題は容易でないため、課題に対して継続して検討していくべきと言っています。この1年間の教育委員会としての取組について伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

昨年度、提言書を頂いてから、令和5年10月4日に教育委員会定例会での報告、10月11日に村長へ報告、そして10月31日の全員協議会で、議員の皆様へ報告させていただいたところでございます。

その後、学校適正化事業の全体的なスケジュールの精査と、令和6年度の当初予算編成に向けた検討を行いました。今年度に入ってから、公募型プロポーザル方式で支援業務を受託する事業者を選定するに当たり、プロポーザル実施要綱の作成、審査委員会の組織化等の準備を行い、7月にプロポーザルの公告を行い、8月に審査会を実施いたしました。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいまの答弁、村長と教育委員会定例会で、別々に報告だけをしたということですが、報告しただけでは、それは取組には私は含まれないと思います。単なる報告です。

教育長を前にして釈迦に説法で、恐縮ではございますが、平成27年に地方教育行政法の一部が改正されました。もう既に10年がたちますけれども、教育委員会制度が変わりました。制度のポイントの一つとして、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することになりました。

この会議の構成員は、首長と教育長と教育委員で構成するものです。この趣旨は、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とするとなっております。

それであれば、提言書が出されたら、早急に総合教育会議を開催して、報告だけにとどまらず、今後の検討の在り方や進め方等々の方針を協議・調整して、首長部局と教育委員会双方で共通理解を図っていくのが当然かと思いますが、総合教育会議も開催していないのでしょうか、教育長に伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 鈴木修議員のご質問にお答えいたします。

昨年度、学校適正化配置検討委員会から提言書を頂きましたが、そのことにつきまして、総合教育会議は開催いたしておりません。今後は進捗報告、意見交換等を丁寧に行うため、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） このようなことは、私が言うまでもないことですが、せっかく総合教育会議が設置されているのですから、村にとって重要な課題であると考えれば、開催すべきだったと思いますし、これからも要所要所で開催して、共通理解を図って

いくべきではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、先ほどの答弁で、学校適正化事業の全体スケジュールの精査という話をされておりましたが、具体的に、全体スケジュールの精査はどのようなことなのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

学校適正化配置検討委員会からの提言書を頂き、この次にどうつなげていくかを検討しておりました。その中で、提言書の内容に対し、学校の先生、児童・生徒、保護者の方、地域の方はどう考えるか、もっと住民の皆さんの意見、考えをお聞きする機会が必要だという結論に至り、令和6年度、令和7年度の2か年で、ワークショップや地域懇談会を実施する事業スケジュールを決定いたしました。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 大変、揚げ足を取るようで申し訳ないんですけども、ただいまの答弁ですと、学校関係、地域関係の皆さんの意見、考えを聞く機会が必要だと、結論に至ったと話されましたが、既に提言書に、保護者や地域住民、行政が一体となって話し合っしてほしいと記載されておりますので、当然のことであって、今頃になってそういう機会が必要だという結論に至ったということが、ちょっとおかしいのではないのでしょうか。提言が出されてこの1年、そのような検討しかなかったのかと思うと、非常に残念です。

それと多分、意見交換を実施するために、先ほども話が出ましたプロポーザルによって業者を選定して行うようなので、そのことについては後ほど質問させていただきます。

次に、（3）の学校適正配置についての今後の具体的な進め方についてということでご伺います。

学校適正化・適正配置の方針が決定し、結論が出るまで、どのように進めていくのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

教育委員会で現在想定している事業スケジュールでございますが、令和6年度、令和7年度に、学校、保護者、児童・生徒、地域の皆さんとワークショップや地域懇談会を行い、意見や考え方をお聞きし、今後の事業化に向けた基本となる方針を定めていくことに取り組んでまいります。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 確認ですが、令和7年度には学校規模適正化、地域の方々とのワークショップや地域懇談会を行って、最終的に、令和7年度には学校規模適正化・適正配置についての方針が定まり、方向性が決まり、結論が出るという理解でよろしいのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

令和7年度中に結論が出せるように努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 来年度には結論が出るように努めるということで、了解しましたが、村長も教育長も今の課長の答弁で間違いないですね、伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

令和7年度中には方針を出していきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員からいろいろお話しいただきました。議員のおっしゃることも十分理解しておりますし、令和7年度、私はこの事業については、慎重、冷静、そしてスピード感を持ってやらなきゃならないという、大人の判断をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 村長、教育長、ありがとうございます。本当にスピード感も大切です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。

西郷村の望ましい教育環境の在り方に関する方針策定について伺います。

最初に、西郷村第4次総合振興計画後期基本計画、この基本計画は、私も今手元にありますけれども、こちらの計画は令和5年度から令和8年度までの期間としております。

この後期基本計画には、教育環境の整備として、5つの施策が掲げられています。この施策を進めていくのが、望ましい教育環境の在り方と私は理解しております。

そしてまた、西郷村第2次教育振興基本計画、こちらはちょっと、ホームページから打ち出ささせていただきましたが、この中でも教育環境の整備として、全く同じく5つの施策が掲げられております。しかしながら、実施期間が村の総合振興計画後期基本計画より1年間、こちらが長くなっております。

本来、同じ期間で設定するべきと思いますが、なぜ1年間のずれが生じるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

西郷村教育振興基本計画の策定に当たり、村の最上位計画である西郷村総合振興計画に沿った形で進めてきました。西郷村第4次総合振興計画が策定された翌年度に検討を行い、西郷村教育振興基本計画を策定したため、計画期間に1年度のずれが発生しております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 西郷村第4次総合振興計画の後期基本計画より1年間遅れて教育振興計画が策定されたということで、だから1年間ずれたんだと。そんな理由は、私

は通りません。

教育振興基本計画を策定する段階で、総合振興計画の最終年度の令和8年度に、ただ合わせればよいだけではありませんか。教育委員会として、整合性も考えなくていいんだと、策定することが目的で、気にすることはないんだというのであれば、気にしませんが、1年間のずれが生じて問題はないのですね、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

教育振興基本計画を策定するに当たり、文部科学省の資料で、計画期間はおおむね5年という表記がありましたので、5か年度を計画期間に策定した経緯がございます。村の総合振興計画との整合性が図られるよう、今後、計画期間については注意して取り組んでまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 既に策定されたものではありますけれども、村政における最上位計画に沿って教育振興基本計画も策定するのが、私は当然だと思いますし、文科省が、おおむねですよ、おおむね5年と言っているから5年にした。別におおむねなんですから、4年でもそれは、自治体によって構わないことだと私は理解しております。

あまりにも、やはり総合振興計画を軽んじているのではないかと思えてなりません。普通は作成の段階で、誰かしら疑問に感じるかと思うんですけれども、今後、細心の注意を払っていただくことを期待しております。

次に、教育長に伺います。

我が西郷村の望ましい教育環境とは、今後どのような教育環境が望ましいとお考えなのか、将来ビジョンをお持ちでしたら、その思いを伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

西郷村の望ましい教育環境はということですが、私は、学校は子どもたちにとって安全で安心な場所であり、意欲的に学び、様々な活動を通して満足感や達成感を味わい、豊かな人間性を育む環境であると考えております。そのためには、人的環境、そして物的環境、運営的環境が、よりよい環境であることが大切であると考えます。

人的環境では、教職員体制が充実していること、子どもたちが多くの仲間と協働して生活できること、物的環境では、施設整備が充実していて、子どもたちが学びやすい環境が整備されていることである。運営的な環境では、保護者や地域全体で子どもたちを育て支える、よりよい環境があることと考えております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 教育長、ありがとうございました。

今、教育長がお考えの望ましい教育環境でございますが、村の総合振興計画と、また教育振興計画基本計画に反映されているかと思いますので、教育長におかれましては、本施策の今度は実施計画を立てていただきながら、具現化していただければと思

います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、今回、我が村の望ましい教育環境の在り方に関する方針を策定するに当たり、その支援業務を民間企業に公募型プロポーザルで業務委託することになっています。冒頭皆様に配っていただいた資料が、その実施要綱の一部抜粋でございます。

私も当初予算のときに、債務負担行為のところを見落としてしまったのも悪いんですが、今年と来年の2年間の債務負担行為で1,400万円が計上されていきました。これだけ多額の予算をかけて業務委託するわけですから、その辺、教育長に伺います。

教育委員会の予算関係等議会案件は、教育長に事務委任されておりません。このことは、西郷村の教育長に対する事務委任等に関する規則でも規定されているところがあります。

当時、教育委員会を開催して、教育委員の皆さんに、今回の債務負担行為による1,400万円かけて、西郷村の望ましい教育環境の在り方に関する方針を策定するために、民間企業に支援してもらうといった趣旨の説明をされていると思いますが、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えをいたします。

令和6年度の当初予算の予算要求内容につきましては、令和6年1月22日に開催いたしました令和5年度教育委員会第4回定例会の中で、教育委員の皆様にご説明をいたしました。

しかしながら、この適正化に係る事業につきましては、予算編成を慎重に進めている最中でありました。具体的な予算案は、教育委員会定例会の後に行われた村長査定の中で固まったものになります。教育委員会の皆様には本事業の予算内容をご説明いたしましたのは、令和6年4月24日の令和6年度教育委員会第1回定例会となっております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいま、教育長から答弁いただきました。1月と4月の定例会で説明したということでございますが、その際、教育委員の方々からは特に意見はなかったのか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

予算の説明を承りましたでしたが、委員からの意見はございませんでした。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） この1,400万円の業務委託について、委託する業務内容も説明していると思いますが、教育委員会からは何の意見も質問もなかったということではよろしいのか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えします。

予算編成の中で1,400万円の説明はいたしましたが、質問、意見等はございませんでした。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 業務内容についても意見も質問もなかったということで、了解しました。教育委員の方々は何の疑問点もなかったのでしょうか。了解しました。

それでは、次に、業務の目的、そして業務内容を具体的にお聞きいたします。

まず、業務の目的について伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

本業務の目的でございますが、少子化が進み児童・生徒数が減少し、かつ校舎の老朽化の課題を抱えている中で、持続可能で、子どもたちが夢を持てる西郷村に合った教育環境の在り方についての検討を、学校、保護者、児童・生徒、地域とのワークショップや意見交換会を行い、今後の施策立案等の基となる基本方針やグランドデザインを作成することを目的としています。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 実施要綱に記載されているとおりですね。

この業務の目的は、村に合った教育環境の在り方について、ワークショップや意見交換をし、基本方針やグランドデザインを作成するというのですが、この予算は、学校適正化事業で予算を確保しているのではないですか。表題は、西郷村の望ましい教育環境の在り方に関する方針策定支援業務となっていますが、中身は学校の適正規模・適正配置の在り方に関する方針策定支援業務と違いますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

学校の適正規模・適正配置に関する方針を策定する業務であることは間違いございません。表題に込めた思いは、学校、保護者、児童・生徒、地域の方の皆さんの望ましい教育環境の在り方の意見をいただきたく、業務であるため、この名称にいたしました。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 表題に込める思いは特に構いません。

望ましい教育環境の在り方に関する方針策定と学校の適正規模・適正配置の在り方に関する方針策定と、イコールではないと思います。望ましい教育環境の在り方の一つとして、学校の適正規模・適正配置が含まれているわけだと私は理解しております。どこに焦点を置くのか、焦点を絞って業務を遂行していくべきだと私は思っております。よく考えてみてください。

次の質問に入ります。

業務内容について伺います。

委託業務内容が7項目程度あります。具体的な内容について伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

業務内容についてでございますが、委託事業者の方には、ワークショップや地域懇談会の運営支援、基本方針やグランドデザインの取りまとめをしていただきます。ワークショップや地域懇談会の開催時には、そちらの用いる資料の作成、他の自治体での事例紹介、取りまとめ業務を行っていただきます。

ワークショップ等を通していただいた意見、村の環境を分析し、今後の事業化のベースとなる基本方針、グランドデザインの取りまとめ業務を行っていただきます。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） もっと詳しい具体的な説明が欲しかったんですけども、実は私もこの事業、業務委託の仕様書を見ましたが、ワークショップの運営支援が、教職員・PTA対象、各学校1回で全体で7回、児童・生徒対象、各学校1回で8回、基本構想取りまとめとして、望ましい学校環境の在り方に関する理念、方向性をまとめるとなっていますが、学校環境の理念、方向性まで業者に委託してしまうということになります。そして、グランドデザインを作成してもらうことになっています。

運営支援業務でなく、教育委員会の業務そのものを運営してもらうということになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

ワークショップや地域懇談会を運営すること、基本的な方針やグランドデザインを策定することも、教育委員会が実施いたします。委託事業者には、ワークショップや地域懇談会で用いる資料作成や取りまとめ、基本的な方針や、グランドデザイン策定時には、バックデータの収集や分析等の支援業務を担っていただきます。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） そうすると、業務内容が変わってきます。仕様書を見ますと、基本構想として、理念、方向性の取りまとめ、グランドデザインの作成、取りまとめ、報告書作成、これらが委託業者の業務として挙げられております。

再度伺います。その辺、どうなんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

取りまとめ、報告書作成業務も委託しますが、教育委員会が主導で作成してまいります。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） ちょっと理解に苦しむところではありますが、まあいいでしょう。村の教育の実態、教育理念を一番熟知しているのは教育委員会です。そのことは自覚されていると思います。業者任せにならないことを願って、次の質問に入ります。

次に、プロポーザル実施スケジュールを見ますと、審査結果も既に終了しているようです。契約限度額は1,400万円ですが、最終的には価格はどれくらいか伺いま

す。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

プロポーザル審査会終了後に、優先交渉権者となった企業と随意契約で、現在、契約手続を行っている段階でございます。正式な契約は、今日の時点では締結に至っておりません。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 正式な契約になっていないので、金額はまだ決まっていないと。

それでは、プロポーザル参加の際に、提出書類に見積書が含まれていると思いますが、その見積金額は幾らだったのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

参考見積額は 1,272 万 7,000 円、消費税込みで 1,399 万 9,700 円でございます。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） ありがとうございます。

契約限度額の見積金額ですね。業者からすれば当然のことだと思います。この価格が妥当かどうか、私も分かりませんが、既に業者も決定してしまい、今となっては、何を言ってもどうにもなりません。現在は、業者と随意契約の手続の最中ということで、可能であれば、少しでも契約価格を下げる努力を期待しております。

最後の質問になります。

既に、学校適正化配置検討委員会は任期が切れております。今後、何らかの新たな検討委員会とか、審議委員会とか、設置する予定はあるのでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

令和 6 年度、令和 7 年度のワークショップ、地域との意見交換会といった業務を終え、必要に応じ、新しい委員会を組織し、業務を進めてまいります。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 委員会を組織するということで、了解しました。

今回の質問の中で、私、重箱の隅をつつくようなこともありましたが、隅をきれいにしておかないと、どんどん汚れてしまいますので、ご理解ください。

本来、我が村の教育に関する、ましてや学校の統廃合、学校再編に関する問題について、教育委員会が果たすべき役割を多額な予算で民間企業に任せることがどうなのか、疑問に感じているところでありました。

策定のための支援業務だということですが、支援でなく、策定業務そのものになってしまっはまずいと感じております。職員数にも限りがあり、教育委員会としてそのノウハウを持っていないということであれば、致し方ない面もあろうかと思ひます。しかしながら、少し偉そうに話しさせていただきますが、民間企業に頼る範囲を少し

でも減らし、大変であっても、教育委員会自ら率先して汗をかく覚悟で、業務に当たっていくことが大切かと思います。

そしてまた、設置要綱や実施要綱策定など公になるものは、より慎重の上にも慎重を期していく必要があると思います。その辺もしっかりと、今後考えていただきたく思います。

もう一つ、付け加えさせていただきますと、村民の皆様への情報提供をしっかりと行っていただき、透明性を持った教育行政になっていただくことを併せてお願いします。

そして、最後に、何よりも我が村の活力ある学校づくりに向け、その方向性を、先ほども村長がおっしゃられました、スピード感を持って、今以上に真剣に取り組んでいただくことを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） これより、午後3時30分まで休憩いたします。

（午後3時11分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後3時30分）

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで、議案の追加提案について申し上げます。

ただいま、議案1件が追加提案されました。

おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午後3時31分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後3時32分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第60号）

○議長（真船正晃君） ただいま追加提案されました議案1件につきましては、日程第1の次に、追加日程第1、議案第60号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

追加日程第1、議案第60号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

(事務局長、議案書により朗読)

○議長(真船正晃君) 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長(真船正晃君) 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長(高橋廣志君) 本日、追加提案いたしますのは、議案第60号「財産の減額貸付について」の1件でございます。

議案第60号の財産の減額貸付けについてであります。村内における医療体制の充実を図ることを目的に、今回誘致する診療所の運営を継続的に行うことができるよう、土地を減額して貸付けしようとするものであります。

細部につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(真船正晃君) 提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第60号に対する細部説明を求めます。

財政課長。

(財政課長、議案書により細部説明)

○議長(真船正晃君) 以上で細部説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(真船正晃君) これで、本日の日程は全て終了いたしました。

明日9月10日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時42分)

